

件名	職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則
主管課	総務課
関係課	—
改正対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和 43 年松前町規則第 1 号） ・ 管理職手当に関する規則（昭和 43 年松前町規則第 15 号） ・ 松前町職員の職の設置に関する規則（昭和 63 年松前町規則第 3 号） ・ 松前町職員懲戒取扱規則（平成 13 年松前町規則第 9 号） ・ 松前町事務分掌規則（平成 21 年松前町規則第 16 号） ・ 松前町職員分限処分取扱規則（平成 22 年松前町規則第 11 号） ・ 会計管理者の補助組織設置規則（平成 19 年松前町規則第 15 号） ・ 松前町庁舎等管理規則（昭和 47 年松前町規則第 8 号） ・ 松前町用品調達基金条例施行規則（昭和 55 年松前町規則第 3 号） ・ 松前町財務規則（昭和 62 年松前町規則第 2 号）
根拠法令等	—
改正理由	効率的かつ機能的な業務執行体制となるよう組織を変更するため
改正の主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織の改編 ・ 新しい職の設置と整理 ・ 会計管理者の権限に属する事務を松前町事務分掌規則中に規定したことに伴い、会計管理者の補助組織設置規則を廃止。
施行日	令和 3 年 4 月 1 日
【その他参考事項】	